

京 都 大 学 本 部 事 務 決 裁 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)                    }</p> <p>別表第2 (第3条第2項関係)            } (略)</p> <p>別表第3 (第4条関係)</p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、令和2年10月29日から施行し、令和2年10月1日から適用する。</p> <p>別表第1 (第2条関係)                   (同 左)</p> <p>別表第2 (第3条第2項関係)           (別 添)</p> <p>別表第3 (第4条関係)                   (同 左)</p>

別表第2（第3条第2項関係）

事項	決裁者
京都大学本部事務分掌規程（平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。）第4条（第1号を除く。）、第5条第22号及び第7条に定める事項	男女共同参画・国際・広報・渉外（基金・同窓会）担当の理事
分掌規程第5条第7号、第26条（第3号及び第4号に限る。）及び第29条（第5号を除く。）に定める事項並びにライフサイエンス研究規範の管理及び安全保障輸出管理に関する事項	研究倫理・研究公正・研究規範担当の理事
分掌規程第8条（第5号から第9号までに限る。）、第26条（第3号及び第4号を除く。）及び第27条に定める事項	研究・評価・産官学連携担当の理事
分掌規程第2条（第10号を除く。）、第3条（第2号及び第3号に限る。）、第5条（第5号から第7号まで及び第22号を除く。）、第16条、第18条、第19条及び第20条（第1号及び第2号を除く。）に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項	総務・労務・人事・危機管理・施設担当の理事
分掌規程第11条、第12条及び第23条（第2号を除く。）に定める事項	教育・情報・図書館担当の理事
分掌規程第13条から第15条まで、第20条（第1号及び第2号に限る。）及び第25条に定める事項	財務・入試担当の理事
分掌規程第8条（第2号から第4号まで及び第10号に限る。）、第17条、第21条、第22条、第23条第2号、第24条及び第28条に定める事項	戦略調整・企画・学生・環境安全保健担当の理事又は厚生補導担当の副学長
分掌規程第10条（第1号、第2号、第4号、第7号、第11号及び第12号に限る。）に定める事項	国際戦略担当の副学長
分掌規程第3条第1号及び第5条（第5号及び第6号に限る。）に定める事項	法務・コンプライアンス担当の副学長
分掌規程第4条第1号に定める事項	男女共同参画・国際・広報・渉外（基金・同窓会）担当の理事又は総務・労務・人事・危機管理・施設担当の理事
分掌規程第10条（第3号、第5号及び第10号に限る。）に定める事項	男女共同参画・国際・広報・渉外（基金・同窓会）担当の理事又は国際戦略担当の副学長
分掌規程第2条第10号に定める事項	総務・労務・人事・危機管理・施設担当の理事又は法務・コンプライアンス担当の副学長
分掌規程第8条第1号に定める事項	教育・情報・図書館担当の理事又は戦略調整・企画・学生・環境安全保健担当の理事
分掌規程第10条（第6号、第8号及び第9号に限る。）に定める事項	戦略調整・企画・学生・環境安全保健担当の理事又は国際戦略担当の副学長